

人材紹介コンサルティング基本契約書

_____（以下「甲」という）とグローバルキャリアエージェント合同会社（以下「乙」という）は乙が行なう人材紹介コンサルティングにつき下記の通り合意した。

第1条（コンサルティングの委託）

1. 甲は甲の採用する人材の募集、面接、選考等に関する人材紹介コンサルティング業務（以下「業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は、業務を誠実に遂行するとともに、適宜甲に対し進捗状況を報告する。
3. 2. の誠実なる遂行は、職業安定法及び有料職業紹介事業の許可基準に定める「個人情報の収集、保管及び使用についての留意事項」他、関係法令等を遵守し行うものとする。

第2条（コンサルティングの報酬）

本契約に基づく成功報酬は、下記の通りとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

1. 成功報酬は、固定年収の35%（消費税別）とする。
2. 上記にいう固定年収とは、基本給及び固定額の諸手当（通勤手当、変動額の超過勤務手当等は該当しない）の12ヶ月分とする。

第3条（報酬の支払い）

前条による成功報酬の支払いは、甲は被紹介者の入社日の翌月末迄に請求額の全額を乙の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

銀行・支店名	: 三井住友銀行（0009）	浜松町支店（679）
預金口座・口座番号	: 普通	7443225
口座名義	: グローバルキャリアエージェント合同会社	

第4条（被紹介者の退職に対する報酬の返還）

人材の採用決定権限がすべて甲にあることに鑑み、採用された被紹介者が採用決定後乙の責に帰すべき事由によらずして退職した場合には、乙は何らの責任を負わないものとする。但し、採用された被紹介者が入社後6ヶ月以内（以内とは退職日の日付を含めるものとする）に被紹介者の都合により退職した場合は、第2条に基づき支払われた成功報酬について以下の料率を適用し算定した額を、原則として乙は被紹介者の退職月の翌月末迄に甲の指定する銀行口座へ振り込み、返還するものとする。

入社後3ヶ月以内に退職した場合	100%
入社後3ヶ月を超え6ヶ月以内に退職した場合	50%

尚、甲の事由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されない。

第5条（活動関連事項）

乙が甲に対して紹介した人材を、紹介日より12ヶ月以内に甲が乙の合意、または介添えなしに独自に採用を決定して入社せしめた場合は、これを第1条の「コンサルティングの委託」活動とみなし本契約に該当するものとし、成功報酬として請求するものとする。但し、紹介日より12ヶ月の期間が経過した後、一般誌の広告、職業安定所や人材紹介会社等による紹介またはインターネット掲示等、当該人材を対象としない一般的間接的な勧誘に対して、当該人員が個人的に応ずる場合には適用しないものとする。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約する。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを

誓約する。

3. 甲及び乙は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、甲または乙は、この解除によって生じた損害について、被解除当事者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

第7条（秘密の保持）

甲は本契約に関して乙より提供された全ての被紹介者に関する情報、並びに乙は本契約に関して知り得た甲の機密を全て極秘扱いとし、他に漏らさないものとする。また、とくに個人情報については、甲及び乙は「個人情報の保護に関する法律」ほか関連法規および関係省庁が作成した個人情報保護に関するガイドラインを誠実に遵守し、個人情報取扱事業者に要求される適正な取扱いを図るものとする。尚、当該業務を遂行するために甲より乙が受理した、求人票等に記載されている内容は、上記極秘扱いの対象外とする。

第8条（誠実協議、合意管轄）

1. 本契約に関し、乙は甲の在籍社員に対して、退社・移籍等の勧誘をしてはならない。前項に違反したことにより乙が甲に損害を与えた場合、乙は甲に対し損害賠償責任を負わなければならない。
2. 本契約に関し、又は本契約に定められていない事項につき甲乙間に不一致が生じた場合には、甲乙互いに誠実に協議するものとする。
3. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所のいずれかを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結時より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合には、更に1年間契約を更新するものとする。また、その後も同様とする。この契約を証するため本書二通を作成し、甲・乙各一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所

社 名

代表者名

印

(乙) 住 所 東京都品川区西五反田 1-11-1 AIOS 五反田駅前ビル 804 号室

社 名 グローバルキャリアエージェント合同会社

代表者名 代表 神崎 祐介

印